

第三国定住制度による外国人材の雇用企業の募集のお知らせ



難民事業本部(RHQ)は、日本政府が第三国定住制度により日本政府が受け入れた難民定住者を雇用していただける企業を募集しています。外国人材の雇用をお考えの企業の皆さまや社会貢献をお考えの企業の皆さまからのご連絡をお待ちしています。

【難民定住者について】

出身国: アジア等の出身者(男女約20名)

在留資格: 在留資格は「定住者」のです。就労の職種に制限がありません。期間に制限なく更新が可能です。

日本語能力: 来日後、RHQの施設で、6か月間の日本語教育、生活ガイダンスを集中コースで学習します。基礎的な日本語の読む、聞く、書く、話すことができます。

受入費用: 政府の事業ですので、来日に際しての査証(ビザ)や渡航費、健康診断費用、日本語学習の費用は公費で賄われます。

就職希望日: 2025年4月(RHQの職業相談員がマッチングします)

第三国定住難民の就労の様子



お問い合わせ先

公益財団法人アジア福祉教育財団難民事業本部(RHQ)企画調整課 担当: 鈴木

03-3449-7013